

緑の火山島

『南海ひょうたん島留学』

口永良部教育振興推進協議会

1 目 的

この制度は、屋久島町立金岳小・中学校に入学または転学を希望する児童生徒に対し、校区内の受け入れ保護者（以下「里親」という）の協力を得て、受け入れを実施し豊かな自然の中で相互の教育効果の向上を図るとともに、教育の振興充実を期することを目的とする。

2 募集基準

この制度により受け入れる児童・生徒は、次の通りとし口永良部教育振興推進協議会が面談の上、決定する。

- (1) 在学校の学校長や担任等との相談を確実にし、地域の環境を理解し留学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな思い出と創造により第2のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 小学校1年生～6年生までの児童及び中学校1年生～3年生までの生徒（但し、小学校低学年及び中学校3年生は発達段階や進学等の関係で受け入れできない場合もある）
- (4) 口永良部島の火山噴火を認識し、自然の雄大さや命の尊さへの理解を深め、火山と共に共存していける児童・生徒

3 留学期間

留学期間は、原則として令和5年4月1日から1年間とするが、継続については3年まで認める。里親の変更は原則として認めない。

4 募集期間

令和4年11月下旬までとする。

5 契約事項

- (1) 校区内に住民登録をする。
- (2) 健康保険被保険者証を持参する。
- (3) 口永良部教育振興推進協議会立会いの上で、里親との契約を締結する。
- (4) 寝具は持参する。
- (5) 期間中、なるべく電話しない。（携帯電話を持たせない）
- (6) 鹿児島県PTA連合会総合保障制度Bプランに加入する。（保険料は実親負担）

6 経 費

物価その他を考慮して、口永良部教育振興推進協議会が額を決定する。

- (1) 委託料（食費等養育費）[小学生:月額7万円・中学生:月額8万円]
<内 訳> 小学生・・・実親月額3万円・町助成金月額4万円（第2子以降は月額2万円）
中学生・・・実親月額4万円・町助成金月額4万円（第2子以降は月額2万円）

※それぞれ毎前月 25 日までに口永良部教育振興推進協議会に納入すること。

- (2) 給食費月額は、毎前月 25 日までに、実親が口永良部教育振興推進協議会に納入すること。なお、委託料は 12 ヶ月分、給食費は 11 ヶ月分を納入すること。
- (3) PTA 会費 500 円は、里親負担とする。
- (4) 学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、遊具類費、通信費、宿泊学習、修学旅行費、特別活動費および小遣い等、子供にかかる経費は実親の負担とする。

振込先	ゆうちょ銀行 七八八支店
口座番号	普通口座 3108256
口座名義	口永良部教育振興推進協議会 クチエラブキョウイクシンコウスイシンキョウギカイ

7 里親とその義務

この制度を理解し、積極的に支援する意思のある家庭の中から、口永良部教育振興推進協議会が里親として委嘱する。里親は実親とよく連携をとり、児童・生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。

8 事故発生時の処理

- (1) 病気または何らかの事故が発生したときは、その実情に応じ里親が適正な処置をとる。
- (2) 遅滞なく実親に連絡し支持を受けるとともに、口永良部教育振興推進協議会に連絡する。
- (3) 必要に応じ、口永良部教育振興推進協議会が立ち会いまたは協議して善処する。

9 帰省

長期間の休みについては帰省するものとし、実家までの往復は実親の責任において行うものとする。但し、児童・生徒・実親・里親の話し合いによって滞在することもできる。

10 解約

次の事項に該当する場合は、口永良部教育振興推進協議会立会いの上で協議して契約を解約することができる。

- (1) 児童・生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料の不納および契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の事情により解約希望が生じたとき。
- (4) 児童・生徒が不登校となり、1ヶ月を超える日数を休学したとき。

11 その他

この要綱に定めるものの外は、実親・里親・口永良部教育振興推進協議会が協議して善処解決を図るものとする。

12 問い合わせ先

屋久島町立金岳小・中学校 (TEL: 0997-49-2141)

屋久島島役場口永良部島出張所 (TEL: 0997-49-2100)

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

孫戻し、親子留学（家族移住）も上記要綱を同様に適用する。